

2024年10月1日

ご契約者 各位

東京電力パワーグリッド株式会社  
ネットワークサービスセンター

分割接続供給の導入に伴う託送供給等約款変更および部分供給の廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、分割接続供給の導入に伴い、2024年10月1日より託送供給等約款を変更いたします。また、「部分供給に関する指針」の廃止に伴い、部分供給を廃止する運びとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。 敬具

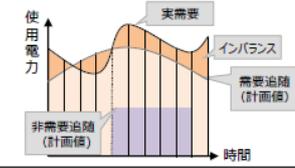
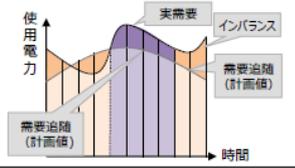
記

1. 分割接続供給の導入および部分供給の廃止

(1) 分割接続供給の導入

分割接続供給とは、当面の対策として措置されてきた部分供給とは別に、需要者が一の需要場所において、1引込み・1計量により異なる2者の小売電気事業者から供給を行なうことをいいます。

<分割供給の導入時における基本的な仕組み>

	需要追従 + 非需要追従	需要追従 + 需要追従 (時間分割型)
供給形態		
概要	一方の分割供給者が需要追従を行わず、一定量の電力供給を行い、もう一方が需要追従供給を行う供給形態	一方の分割供給者が一部の時間帯に需要追従供給を行い、もう一方がそれ以外の時間帯に需要追従供給を行う供給形態
分割供給者数	2者	
分割供給者の組み合わせ	全ての小売電気事業者による組み合わせが可能	
電圧区分	高圧・特別高圧 (離島・LR除く)	
需要インバランス (不足) の負担者	需要追従側	分割供給者間の協議により決定
流通費用調整額の調整先	非需要追従側	分割供給者間の協議により決定

(出典) 第78回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
資料5 分割供給の導入に係る対応について

## (2) 部分供給の廃止

部分供給は、東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、新電力が保有する発電設備の有効活用が求められる中、十分な供給力を持たない新電力の電源確保と参入促進の観点から、卸電力市場が機能するまでの当面の対策と位置づけた上で、旧一般電気事業者に対応を求めることとし2013年に制度化されました。

この度、国の審議会※において部分供給の既存契約については、2025年7月1日までに分割接続供給に移行する整理がなされました。

※総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会

## (3) 部分供給と分割接続供給の主な違い

部分供給は、旧一般電気事業者に対応することを求めた例外的な措置のため、供給者には旧一般電気事業者が含まれることとなっておりますが、分割接続供給は、競争活性化を図る等の観点から全ての小売電気事業者による組み合わせが可能となりました。また、以下のとおり主な名称の変更をお示しさせていただきます。

(部分供給での使用名称)	(分割接続供給での使用名称)
横切り型部分供給	需要追随＋非需要追随（固定型）
通告型部分供給	需要追随＋非需要追随（変動型）
縦切り型部分供給	需要追随＋需要追随（時間分割型）
ベース供給側	非需要追随
負荷追随供給側	需要追随

## 2. 分割接続供給のお申込みについて

分割接続供給のお申込みについては、「接続供給兼基本契約申込書（分割接続供給用）記入例」をご参照いただき、小売電気事業者さま間で協議のうえ「接続供給兼基本契約申込書（分割接続供給用）」のご提出をお願いいたします。

なお、お申込みにつきましては、接続供給開始希望日より1カ月前までにはご提出をお願いいたします。

お申込み提出先：ネットワークサービスセンター高圧受付グループ

※各ご契約者さまがお申込みいただいているメールアドレスへ送付下さい

## 3. その他

各種帳票類の表示につきましては、弊社システムの改修を予定しておりますが、改修完了までの当面の期間、従来の部分供給で使用しておりました名称の表示を継続することから、分割接続供給への読み替えをお願いいたします。

以上

**【お問い合わせ先】**

東京電力パワーグリッド株式会社  
ネットワークサービスセンター  
高圧受付グループ

電 話：03-3509-1709（代表）

アナウンス後「1→2」を選択

受付時間：9:00～17:00

（土日休祝日，年未年始を除く）